

静岡県告示第594号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年10月6日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年10月6日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
一般国道	469号	富士宮市下稲子字砂熊山 180番の13から	前	13.6～19.3	32.9
		富士宮市下稲子字西村山 179番の3まで	後	14.5～23.6	32.9